

取引所外国為替証拠金取引説明書

(大 証 F X)

平成 22 年 2 月



株式会社大阪証券取引所の取引所外国為替証拠金取引（以下、「取引所F X取引」といいます。）をされるに当たっては、本説明書・ガイドブック、取引所F X取引口座設定約諾書の内容を十分に読んでご理解ください。

取引所F X取引は、取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。取引所F X取引は、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。したがって、取引を開始する場合又は継続して行う場合には、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任において行うことが肝要です。

目 次

取引所F X取引のリスク等重要事項について	1
取引所F X取引の仕組みについて	2
・取引の方法	2
・証拠金	3
・取引規制	5
・益金に係る税金	5
当社の概要について	5
当社への取引の委託の手続きについて	6
取引所F X取引及びその委託に関する主要な用語	8

本説明書は、当社が金融商品取引法第37条の3の規定に基づきお客様に交付する書面で、株式会社大阪証券取引所において行われる取引所F X取引（愛称を「大証F X」といいます。）について説明します。

取引所F X取引のリスク等重要事項について

取引所F X取引は、当該国等の経済情勢や政治動向等の状況の変化によって取引対象である通貨の価格の変動により損失が生ずることがあります。さらに、取引金額がその取引についてお客様が預託すべき証拠金の額に比して大きいため、その損失の額が証拠金の額を上回ることがあります。また、通貨の金利の変動によりスワップポイントが受け取りから支払いに転じることもあります。

相場状況の急変により、売り気配と買い気配のスプレッド幅が広くなったり、意図したとおりの取引ができない可能性があります。

取引システム若しくは取引所、当社及びお客様を結ぶ通信回線等が正常に作動しないことにより、注文の発注、執行、確認、取消しなどが行えない可能性があります。

注文が執行されたときは、委託手数料を徴収します。ネット取引の場合は1取引単位当たり片道190円（消費税込み）、電話取引の場合は1取引単位当たり片道1,900円（消費税込み）となります。

お客様が注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

取引所F X取引の仕組みについて

株式会社大阪証券取引所における取引所F X取引は、同取引所が定める規則に基づいて行います。

当社による取引所F X取引の受託業務は、これらの規則（同取引所の決定事項及び慣行を含みます。以下同じ。）に従うとともに、金融商品取引法その他の関係法令及び社団法人金融先物取引業協会の規則を遵守して行います。

☆取引の方法

株式会社大阪証券取引所（以下「取引所」といいます。）においては、取引所F X取引として、9種類の通貨ペアが取引されます。

取扱い通貨ペア、取引単位及び呼び値の最小変動幅は、次の表の通りです。

通貨ペア	取引単位	呼値の最小変動幅
米ドルー円	10,000米ドル	0.01(100円)
ユーロー円	10,000ユーロ	0.01(100円)
英ポンドー円	10,000英ポンド	0.01(100円)
豪ドルー円	10,000豪ドル	0.01(100円)
スイスフランー円	10,000スイスフラン	0.01(100円)
カナダドルー円	10,000カナダドル	0.01(100円)
NZドルー円	10,000NZドル	0.01(100円)
ユーロー米ドル	10,000ユーロ	0.0001(1米ドル)
英ポンドー米ドル	10,000英ポンド	0.0001(1米ドル)

その取引の仕組みは各通貨ペアとも共通で、次のとおりです。

- 各取引日の立会終了までに転売又は買戻しによる決済を行わない場合は、建玉を毎営業日自動的にロールオーバーして翌営業日に繰り越します。
- ロールオーバーがなされた場合に、通貨ペア間の金利を比較して差が生じているときは、金利差相当額（スワップポイント）が発生します。
- 建玉の決済方法は、転売又は買戻しによる差金決済とします。
- 決済日は、取引が終了する日の翌日を原則とします。ただし、取引が終了する日又は取引が終了する日の翌日が日本の銀行の休業日に当たる場合には、順次繰り延べられます。

☆証拠金

(1) 証拠金の差入れ又は預託

お客様は、取引所外国為替証拠金取引の注文をするときは、取引に必要となる証拠金額以上の額をあらかじめ当社に差入れ又は預託しなければなりません。

※「差入れ」は金融商品取引業者が顧客から受け入れた証拠金を取引所に直接預託し、「預託」は差換預託することをいいます。(9) 証拠金の管理を参照

(2) 証拠金の計算方法

① 必要証拠金額

必要証拠金額は、同一通貨ペアで売建玉と買建玉のうち、数量の多い方の建玉に対して取引所が定める建玉1枚あたりの最低限必要な金額（証拠金基準額）を掛けた額とします。

② 有効証拠金額

お客様から証拠金として差し入れられた金銭又は預託された金銭の額に、建玉の評価損益などの現金授受予定額を加算または減算した額を有効証拠金とといいます。

※ 現金授受予定額とは、計算上の損益額及び決済による損益額のうちお客様との間で授受を終了していない金銭の合計額から、当社が必要と認める手数料を差し引いた額をいいます。

※ 計算上の損益額とは、取引所が定める清算数値及びスワップポイント基準額により計算した評価損益額から計算上の利益の払出額を差し引いた額をいい、外貨同士の取引については、米ドル建の損益を米ドル円取引の清算数値で円価額に換算します。

(3) 有価証券の充当

当社において、証拠金は有価証券等により充当することはできません。

(4) 評価損益及びスワップポイントの取扱い

値洗い及び決済により発生した評価損益の累積額、ロールオーバーに伴い発生したスワップポイントの累積額の合計がプラスである場合には、合計額に相当する額を必要証拠金額より減算します。また、合計金額がマイナスである場合には、合計額に相当する額を必要証拠金額に加算します。

(5) 証拠金の維持及び追加差入れ

取引時間終了後の値洗いの結果、有効証拠金額が取引所証拠金額を割り込んだ場合、証拠金不足となり、証拠金不足をお知らせするメールが発信されます。証拠金不足となった場合、翌営業日の15時までに追加で証拠金を差し入れていただく必要があります。また、当社は、お客様の証拠金不足が解消できるまでの間、お客様の新規の取引を停止する事ができるものとします。

なお、証拠金不足となった翌営業日において、ご入金前に為替相場の変動により証拠金不足が解消された場合でも、証拠金不足額を差し入れていただく必要があります。

(6) 証拠金の引出し

有効証拠金額が必要証拠金額を上回る場合は、その上回る額を限度として、金銭を引き出すことができます。ただし、金銭は現金超過額とのいずれか小さい額を限度とします。

※ 現金超過額とは、顧客が証拠金として差入れ又は預託している金銭の額が顧客の現金支払予定額を上回っている場合の超過額をいいます。

(7) ロスカットの取扱い

有効証拠金額が必要な証拠金額の50%（有効比率）に達しますと、証拠金維持率低下をお知らせするアラートメールが発信されます。証拠金の有効比率が35%を割り込むと、メールが発信されるとともに、全ての保有建玉について反対売買による決済（ロスカット）が行われます。

※ロスカットは必要な証拠金額の35%で確実に損失を確定するものではありません。相場状況の急変により、預託した証拠金の額を上回る損失が発生するおそれがあります。また、ロスカットする際は成行で反対売買を執行する為、取引価格により損失額は増減します。

※ 有効比率・・・有効証拠金額 ÷ 必要証拠金額 × 100

(8) 証拠金を所定の日時までに入金又は預託しない場合の取扱い

お客様が当社から請求された証拠金を所定の日時までに入金又は預託しなかった場合には、当社は、当該取引所FX取引を決済するため、任意に、お客様の計算において転売又は買戻しを行うことができます。（お客様が取引所FX取引に関し、当社に支払うべき金銭を支払わない場合についても同様です。）

(9) 証拠金の管理

お客様が差し入れる証拠金は、次のように管理されます。

a. 直接預託

当社は、原則として、お客様が差し入れた証拠金をそのまま取引所に預託し、取引所が証拠金を管理します。

b. 差換預託

当社は、お客様が書面により同意した場合には、お客様が預託した証拠金に相当する額以上の額の当社自身が所有する金銭を取引所に預託し、お客様が預託した証拠金は当社が自己の固有財産と区分して管理します。

c. 顧客から預託を受けた証拠金が当社に滞留する場合

日証金信託銀行株式会社における金銭信託により、当社の自己の資金とは区分して管理します。

(10) 証拠金の返還

当社は、お客様が取引所FX取引について決済を行った後に、預託した証拠金に決済差金を加算又は減算した額からお客様の当社に対する債務額を控除した後の金銭の返還を請求したときは、原則として遅滞なく返還します。

(11) その他

当社が取引所FX取引の委託の取次ぎを行う場合の証拠金の取扱いについても、上記の取扱いに準じます。証拠金の取扱いについて、詳しくは当社にお尋ねください。

お客様は、当社がお客様の証拠金預託額について取引所に報告した日から取引所が定める日までの間、取引所の専用ウェブサイトからお客様自身の証拠金預託額を照会することができます。

☆ 取引規制

取引所が取引に異常があると認める場合又はそのおそれがあると認める場合には、次のような規制措置がとられることがありますから、ご注意ください。

- a. 証拠金の差入日時又は預託日時の繰上げ
- b. 証拠金額の引上げ
- c. 取引所F X取引の制限又は禁止
- d. 建玉制限

☆ 益金に係る税金

個人が行った取引所F X取引で発生した益金(手仕舞いで発生した売買差益及びスワップポイント収益をいいます。以下、同じ。)は、「雑所得」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。税率は、所得税が15%、地方税が5%となります。

法人が行った取引所F X取引で発生した益金は、法人税に係る所得の計算上、益金の額に参入されます。

当社は、お客様に取引所F X取引で発生した益金の支払いを行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該当社の所轄税務署長に提出します。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

☆当社の概要について

商号等	ひまわり証券株式会社(金融商品取引業者)	関東財務局長(金商)第150号
本店所在地	〒105-0022 東京都港区海岸1-11-1	
代表者	代表取締役社長 山地 一郎	
加入協会	日本証券業協会 社団法人金融先物取引業協会	
資本金	20億円	
主な事業	金融商品取引業・投資助言業	
設立年月日	平成14年2月14日	
連絡先	TEL 0120-86-9686	

取引所F X取引に関するお問い合わせは、上記の連絡先で承ります。

当社への取引の委託の手続きについて

お客様が当社に取引所F X取引を委託する際の手続きの概要は、次のとおりです。

(1) 取引の開始

a. 本説明書の交付を受ける

はじめに、当社から本説明書が交付されますので、取引所F X取引の仕組みやリスクについて十分ご理解のうえ、ご自身の判断と責任において取引を行う旨の確認書をご提出ください。

b. 取引所F X取引口座の設定

取引所F X取引の開始に当たっては、あらかじめ当社に取引所F X取引口座の設定に関する約諾書を差入れ、取引所F X取引口座を設定していただきます。その際ご本人である旨の確認書類を差し入れていただきます。

(2) 証拠金の差入れ

取引所F X取引の委託注文をするときはあらかじめ、当社に所定の証拠金を差し入れていただきます。お客様が差し入れた証拠金は、証拠金預託額に算入されます。

(3) 委託注文の指示

取引所F X取引の委託注文をするときは、当社の取扱時間内に、次の事項を正確に当社に指示するか、又は当社が提供するシステム注文画面に正確に入力してください。

a. 委託する通貨ペア

b. 新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別

c. 注文数量

d. 価格（指値、成行等）

e. 委託注文の有効期間

f. その他お客様の指示によることとされている事項（異なる注文方法の注文をセットで行う場合等）

(4) 新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの指示

委託注文をするときは、新規の売付取引、新規の買付取引、転売又は買戻しの別を当社に指示してください。

新規の売付取引又は新規の買付取引を行うことで、同一の通貨ペアの売建玉と買建玉を同時に持つこと（「両建て」といいます。）となった場合には、お客様にとって、両建てを解消する際の売値と買値の差及び手数料を二重に負担すること、並びに預託が必要な証拠金額が転売又は買戻しとするよりも多くなることとなります。

(5) 転売又は買戻しによる建玉決済

転売又は買戻しの注文が成立したときは、当社が定めるところにより、既存の買建玉又は売建玉の全部又は一部が決済されます。

(6) 委託注文をした取引の成立

委託注文をした取引が成立したときは、当社は成立した取引の内容を明らかにした取引報告書をお客様に交付します。

(7) 証拠金の維持

証拠金に不足額が生じた場合には、証拠金の追加差入れが必要になります。

(8) 委託手数料

当社は、お客様とあらかじめ取り決めた料率、額及び方法により委託手数料を徴収します。(手数料額については「取引所F X取引のリスク等重要事項について」を参照)

(9) 消費税等の取扱い

消費税等(消費税、地方消費税)については、委託手数料とともに徴収します。

(10) 取引残高、建玉、証拠金等の報告

当社は、取引状況をご確認いただくため、お客様から請求があった場合は取引成立のつど、お客様からの請求がない場合は四半期ごと(残高があるものの取引成立がない場合は1年ごと。以下「報告対象期間」といいます。)にお客様の報告対象期間において成立した取引の内容並びに報告対象期間の末日における建玉、証拠金及びその他の未決済勘定の現在高を記載した報告書を作成して、お客様に交付します。

(11) 電磁的方法による書面の交付

電磁的方法による交付をご利用いただきます。

(12) 金融商品取引業者の取引停止等の場合の建玉移管等の手続き

取引所の取引参加者である金融商品取引業者が支払不能等の事由により、取引所から取引停止等の処分を受け、取引所がお客様の未決済建玉について建玉移管又は決済を行わせることとした場合のお客様による手続きの概要は、次のとおりです。

- a. 建玉移管を希望するときは、取引所の別の取引参加者である金融商品取引業者に建玉移管を申し込んで承諾を受け、当該移管先の金融商品取引業者に取引所F X取引口座を設定する。
- b. 建玉の決済を希望するときは、取引停止等の処分を受けた金融商品取引業者に対しその旨を指示する。

お客様が取引所の定める日時までに上記a.又はb.の手続きを行わなかった場合には、取引所は、お客様の計算において、建玉の決済を行います。

なお、差し入れた証拠金及び決済差益は、取引所に預託されておりますので、その範囲内で取引所の定めるところにより、移管先の金融商品取引業者又は取引所から返還を受けることができます。

(13) その他

当社からの通知書や報告書の内容は必ずご確認のうえ、万一、記載内容に相違又は疑義があるときは、速やかにその当社の取扱責任者に直接ご照会ください。

取引所F X取引の仕組み、取引の委託手続き等について、詳しくは当社にお尋ねください。

取引所F X取引及びその委託に関する主要な用語

- ・ **受渡決済**（うけわたしけっさい）

取引の決済にあたり、差金決済をせず、原商品（取引対象通貨）とその対価の授受により決済する方法をいいます。取引所F X取引においては、受渡決済は行われません。

- ・ **受渡日**（うけわたしび）

建玉は、お取引された日の通常2営業日後に実現化され、その実現化される日のことをいいます。但し、各国祝祭日等の関係で例外があります。

- ・ **売付取引**（うりつけとりひき） ・ **売建玉**（うりたてぎょく）

一般に先物・オプションを売る取引をいいます。取引所F X取引の場合は、買い戻したときの約定数値が新規の売付取引の約定数値を下回ったときに利益が発生し、上回ったときに損失が発生することとなります。

売付取引のうち、決済が終了していないものを売建玉といいます。

- ・ **外国為替証拠金取引**（がいこくかわせしょうこきんとりひき）

通貨を売買する外国為替取引と取引金額よりも少額の証拠金を預託して大きな取引を行う証拠金取引を合成した取引をいい、デリバティブ取引の一つです。

- ・ **買付取引**（かいつけとりひき） ・ **買建玉**（かいたてぎょく）

一般に先物・オプションを買う取引をいいます。取引所F X取引の場合は、転売したときの約定数値が新規の買付取引の約定数値を上回ったときに利益が発生し、下回ったときに損失が発生することとなります。

買付取引のうち、決済が終了していないものを買建玉といいます。

- ・ **買戻し**（かいもどし）

売建玉を手仕舞う（売建玉を減じる）ために行う買付取引をいいます。

- ・ **金融商品取引業者**（きんゆうしょうひんとりひきぎょうしゃ）

取引所F X取引を含む金融商品取引を取り扱う業務について、金融商品取引法による登録を受けた者をいいます。

- ・ **差金決済**（さきんけっさい）

取引の決済にあたり、原商品（取引通貨対象）の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受する決済方法をいいます。

- ・ **指値注文**（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文をいいます。これに対し、あらかじめ値段を定めずに発注して相手側の最も優先する値段の注文から順番に約定する注文を成行注文といいます。

- ・ **証拠金**（しょうこきん）

取引の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金をいいます。

- ・ **スワップポイント**

取引所F X取引におけるロールオーバーは、当該取引日に係る決済日から翌取引日に係る決済日までの売付通貨の借入れ及び買付通貨の貸付けを行ったことと実質的に同じであると考えられます。ロールオーバーにより決済期日が繰り越された場合に、通貨ペア間の金利差を調整するために、その差に

基づいて算出される計算上の数値をスワップポイントとといいます。

- ・ **清算数値** (せいさんすうち)

値洗いを行うために、立会終了後に取引所が決める数値をいいます。

- ・ **立会時間** (たちあいじかん)

大阪証券取引所の取引所 F X は、同取引所の定める時間帯に行います。

- ・ **追加証拠金** (ついかしょうこきん)

証拠金残高が日々の相場の変動により自己の建玉を維持するのに必要な金額を下回った場合に追加して差し入れなければならない証拠金をいいます。

- ・ **デリバティブ取引** (でりばていぶとりひき)

先物取引及びオプション取引のようにその価格が取引の対象の価値(数値)に基づき派生的に定まる商品の取引をいいます。

- ・ **転売** (てんばい)

買建玉を手仕舞う(買建玉を減じる)ために行う売付取引をいいます。

- ・ **特定投資家** (とくていとうしか)

取引所 F X 取引を含む有価証券に対する投資に係る専門的知識及び経験を有すると認められる適格機関投資家、国、日本銀行等をいいます。一定の要件を満たす個人は特定投資家として取り扱うよう申し出ることができ、一定の特定投資家は特定投資家以外のお客様として取り扱うよう申し出ることができます。

- ・ **取引日** (とりひきび)

大阪証券取引所において、一営業日の立会開始時から当該立会終了時までをいいます。その日付は当該一営業日の日付によります。

- ・ **値洗い** (ねあらい)

建玉について、毎日の市場価格の変化に伴い、取引所において決められた清算数値により評価替える手続きをいいます。

- ・ **反対売買** (はんたいばいばい)

建玉と反対の売買をすること

- ・ **ヘッジ取引** (ヘッジとりひき)

現在保有しているあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを先物市場や店頭市場で設定する取引をいいます。

- ・ **両建て** (りょうだて)

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つことをいいます。

- ・ **ロスカット**

お客様の損失が所定の水準に達した場合、金融商品取引業者が、リスク管理のため、お客様の建玉を強制的に決済することをいいます。

- ・ **ロールオーバー**

取引所 F X 取引においては、同一取引日中に反対売買されなかった建玉を翌取引日に繰り越すことをいいます。



ひまわり証券
sec.himawari-group.co.jp